

平成30年度
農業農村整備優良地区コンクール
実施要領



主催 全国水土里ネット
後援 農林水産省

平成 30 年度農業農村整備優良地区コンクール 実 施 要 領

第 1 趣 旨

農業生産基盤や農村の生活・自然環境等の整備は、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を目的として実施されており、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）では、農業の成長産業化を促進するための産業政策と農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として実施していくこととしている。

また、「土地改良長期計画」（平成 28 年 8 月 24 日閣議決定）では、個性と活力ある豊かな農業・農村の実現を目指して、地域の特性を活かした柔軟な整備を図ることが必要とされている。とりわけ、中山間地域は国土保全といった公益的な機能の発揮の面で重要な位置付けを有している一方、規模拡大による生産性向上を図ることが容易でない場合があるため、地域の将来方向を見極めた上での整備が一層重要である。

このような情勢を踏まえ、農業農村整備事業を契機として、豊かで競争力ある農業や美しく活力ある農村の実現に取り組んでいる地区を対象に優良地区コンクールを実施し、今後の農業・農村地域の発展と振興に資するものとする。

第 2 実施主体

全国土地改良事業団体連合会（以下「全国水土里ネット」という。）

第 3 優良地区の選定区分

本コンクールの選定区分は、以下のとおりとする。

1. 農業振興部門
2. 中山間地域等振興部門

第 4 優良地区の選定方法

1. 本コンクール参加の資格と申込み

(1) 本コンクール参加資格

①農業振興部門

農業農村整備事業の実施を契機に、産地収益力の向上や担い手の体質強化が図られている地区、若しくは確実に見込まれる地区。

②中山間地域等振興部門

中山間地域等において、農業農村整備事業の実施を契機に、産地収益力の向上や担い手の体質強化が図られており、あわせて農村協働力を活かした地域資源の保管理体制の強化や美しい農村環境の創造等を通じた地域づくりに取り組んでいる地区、もしくは確実に見込まれる地区。

(2) 募集方法

全国水土里ネット会長が都道府県土地改良事業団体連合会（以下「都道府県水土里ネット」という。）会長に対して実施を通知し、都道府県水土里ネットが関連する市町村、土地改良区（以下「水土里ネット」という。）、地域住民の団体等に対し参加の募集を行う。なお、詳細は別紙「平成30年度農業農村整備優良地区コンクールの応募について」に定める。

(3) 本コンクール参加の申込み

本コンクール参加希望の市町村、水土里ネット、地域住民の団体等は、「平成30年度農業農村整備優良地区コンクール参加申込書（別紙様式-1）」を当該都道府県水土里ネット会長あてに提出することにより申込みものとする。

2. 都道府県水土里ネット会長の推薦

都道府県水土里ネット会長は、市町村、水土里ネット、地域住民の団体等からの参加申込みがあったときは、都道府県担当部局と協議のうえ、平成30年度農業農村整備優良地区コンクール選定基準に該当する地区を選定し、「平成30年度農業農村整備優良地区コンクールの推薦について（別紙様式-2）」により、全国水土里ネット会長が定める期日までに同会長あてに推薦するものとする。

3. 事前選考

① 全国水土里ネットは、都道府県水土里ネット会長から推薦された地区について、農業農村整備優良地区コンクール地区調書に基づき審査を行い、選定審査会で審査する地区を選考することができるものとする。

② ①の選考に当たっては、技術検討会を開催し、その際、農林水産省担当者より技術的助言を得るものとする。

技術検討会メンバー

全国水土里ネットの役職員 若干名

4. 選定審査会

① 選定審査会は、技術検討会において選考された地区について、農業農村整備優良地区コンクール地区調書及び申請者の発表に基づき審査を行い、次に掲げる賞の対象候補地区を選定するものとする。

【農業振興部門】

農林水産大臣賞 …… 2点まで

農村振興局長賞 …… 4点まで

全国水土里ネット会長賞 …… 数点

【中山間地域等振興部門】

農林水産大臣賞	………	2点まで
農村振興局長賞	………	4点まで
全国水土里ネット会長賞	………	数点

② 委員構成は次のとおりとし、全国水土里ネット会長が委嘱する。

学識経験者 若干名

③ 全国水土里ネット会長は、選定審査会の選定結果を受けて農林水産省に農林水産大臣賞及び農村振興局長賞の交付を申請する。

第5 選定基準

選定は、別紙「平成30年度農業農村整備優良地区コンクール選定基準」によって行うものとする。

第6 表彰等

表彰は、関係者の参集を得て行うこととし、その他の必要な事項は別に定める。

別紙様式－1

平成30年度農業農村整備優良地区コンクール参加申込書

平成 年 月 日

都道府県土地改良事業団体連合会長 殿

参加団体名

代表者名

印

このことについて、平成30年度農業農村整備優良地区コンクール実施要領第4の1の(3)の規定に基づき、下記のとおり参加を申し込みます。

記

1. 農業農村整備優良地区コンクール参加地区

参加部門	事業実施地区名	参加団体名	農業農村整備事業を実施した年度と事業名

2. 農業農村整備優良地区コンクール地区調書・・・別添のとおり

番 号
平成 年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会 長 二 階 俊 博 殿

都道府県土連名

会長名

印

平成 30 年度農業農村整備優良地区コンクールの推薦について

このことについて、平成 30 年度農業農村整備優良地区コンクール実施要領第 4 の 2 の規定に基づき、下記地区を選定したので推薦します。

記

1. 農業農村整備優良地区コンクール参加地区

参加部門	事業実施地区名	参加団体名	農業農村整備事業を実施した年度と事業名
農業振興部門			
中山間地域等振興部門			

※地区が複数の場合は、行を追加して記載。

2. 農業農村整備優良地区コンクール地区調書・・・別添のとおり

平成30年度農業農村整備優良地区コンクール 選定基準 【農業振興部門】

選定基準	細目
<p>農業農村整備事業を契機として、以下の事項について特に優れた成果が見られ、他地域への波及効果が顕著であって先進的事例としてふさわしい地区を選定する。</p>	<p>a. 表彰種目 農林水産大臣賞（大臣賞） 2点まで 農林水産省農村振興局長賞（局長賞） 4点まで 全国水土里ネット会長賞（会長賞） 数点</p> <p>b. 選定対象について (1) 事業を実施中又は完了していること（完了後の経過年数は問わない）。 (2) 本コンクールにおいて農林水産大臣表彰を受けた地区は対象外とする。ただし、受賞後5年以上を経過した地区において、新たな取り組みを行った場合は対象とする。</p>
<p>産地収益力の向上</p> <p>1. 農業生産の拡大・多様化による収益の増大</p>	<p>○農地・用排水条件の改良により収量増が図られるとともに、品質の高い農産物の生産が行われていること。 ○水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等による高収益作物の導入により、収益の増大に向けた営農体系の転換が図られていること。</p>
<p>2. 6次産業化等による雇用と所得の創出</p>	<p>○新たな雇用の創出や余剰労働力の活用により、地域全体の所得向上と地域経済の好循環が図られていること。 ○6次産業化等により農産物の高付加価値化・ブランド化、販路の開拓、輸出等の取り組みにつながっていること。</p>
<p>担い手の体質強化</p> <p>3. 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減</p>	<p>○農地の大区画化、用水のパイプライン化等の基盤整備により、担い手の生産コストの削減が図られていること。 （施設の合理化、地下水制御システム、新たな農業水利システムの構築 等） ○省力化技術等のソフト対策の導入により、担い手の生産コストの削減が図られていること。 （営農形態の変化に対応した水利用の高度化、ICTの導入、直播栽培・疎植栽培等の栽培技術の導入 等）</p>
<p>4. 担い手への農地の集積・集約化の加速化</p>	<p>○担い手への農地の利用集積や面的集約が進み、大規模で効率的な農業が行われていること。 ○農地中間管理機構の活用等により効率的な集積・集約が図られていること。</p>
<p>5. 農業経営の法人化等の促進</p>	<p>○農業経営の法人化等の体質強化が図られていること。 ○担い手の経営管理の高度化、円滑な経営継承や地域の雇用の創出など、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取り組みが行われていること。</p>
<p>その他</p> <p>6. その他選定審査会が特に優れたものとして認めるもの</p>	

※ここでの「担い手」とは、「農業競争力強化基盤整備事業実施要領」第7.3によるものとする。例）農業者（認定農業者等）、生産組織、集落営農、法人、人・農地プランに位置づけられている中心となる経営体、等。

平成30年度農業農村整備優良地区コンクール 選定基準 【中山間地域等振興部門】

選定基準	細目						
<p>中山間地域等において農業農村整備事業を契機として、以下の事項について特に優れた成果が見られ、他地域への波及効果が顕著であって先進的事例としてふさわしい地区を選定する。</p>	<p>a. 表彰種目</p> <table border="0"> <tr> <td>農林水産大臣賞（大臣賞）</td> <td>2点まで</td> </tr> <tr> <td>農林水産省農村振興局長賞（局長賞）</td> <td>4点まで</td> </tr> <tr> <td>全国水土里ネット会長賞（会長賞）</td> <td>数点</td> </tr> </table> <p>b. 選定対象について</p> <p>(1) 中山間地域等において事業を実施中又は完了していること（完了後の経過年数は問わない）。</p> <p>(2) 本コンクールにおいて農林水産大臣表彰を受けた地区は対象外とする。ただし、受賞後5年以上を経過した地区において、新たな取り組みを行った場合は対象とする。</p> <p>(3) 中山間地域等とは、次の①から⑨で指定された地域とする。</p> <p>①「特定農山村法」、②「山村振興法」、③「過疎地域自立促進特別措置法」、④「半島振興法」、⑤「離島振興法」、⑥「沖縄振興特別措置法」、⑦「奄美群島振興開発特別措置法」、⑧「小笠原諸島振興開発特別措置法」、⑨地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域（特認地域）</p>	農林水産大臣賞（大臣賞）	2点まで	農林水産省農村振興局長賞（局長賞）	4点まで	全国水土里ネット会長賞（会長賞）	数点
農林水産大臣賞（大臣賞）	2点まで						
農林水産省農村振興局長賞（局長賞）	4点まで						
全国水土里ネット会長賞（会長賞）	数点						
<p>1. 産地収益力の向上</p>	<p>○条件不利地域であることを克服した特色のある営農が行われていること。</p> <p>○新たな雇用の創出や余剰労働力の活用により、地域全体の所得向上と地域経済の好循環が図られていること。</p> <p>○6次産業化等により農産物の高付加価値化・ブランド化、販路の開拓、輸出等の取り組みにつながっていること。</p>						
<p>2. 担い手の体質強化</p>	<p>○基盤整備により、担い手の生産コストの削減が図られていること。 （施設の合理化、地下水制御システム、新たな農業水利システムの構築 等）</p> <p>○省力化技術等のソフト対策の導入により、担い手の生産コストの削減が図られていること。 （営農形態の変化に対応した水利用の高度化、ICTの導入、直播栽培・疎植栽培等の栽培技術の導入 等）</p> <p>○担い手への農地の利用集積や面的集約が進み、効率的な農業が行われていること。</p> <p>○農地中間管理機構の活用等により効率的な集積・集約が図られていること。</p> <p>○法人化等による経営管理の高度化、円滑な経営継承や地域の雇用の創出など、効率的かつ安定的な農業経営に向けた取り組みが行われていること。</p>						
<p>3. 農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化</p>	<p>○将来にわたって多面的機能の維持・発揮を図るための地域資源の保全管理の構想等を作成していること。</p> <p>○農村協働力を活かした農地や農業水利施設等の地域資源の保全管理体制が存在すること。</p> <p>○多様な人材の参画や集落間連携により、取組の広域化が図られていること。</p>						
<p>4. 美しい農村環境の創造等を通じた地域づくり</p>	<p>○美しく活力ある農村の実現に向けた地域づくりの構想等を作成していること。</p> <p>○地域の特色を活かした地域づくりに取り組んでいること。</p>						
<p>5. その他選定審査会が特に優れたものとして認めるもの</p>							

※ここでの「担い手」とは、「農業競争力強化基盤整備事業実施要領」第7. 3によるものとする。例）農業者（認定農業者等）、生産組織、集落営農、法人、人・農地プランに位置づけられている中心となる経営体、等。

平成30年度農業農村整備優良地区コンクールの応募について

1. スケジュール

- ・参加地区の事前登録 7月13日（別紙様式1の写しを全土連に提出）
※事前登録の際には地区調書は必要なし
- ・地区調書の提出 8月31日（別紙様式2及び地区調書を全土連に提出）
- ・事前選考 11月
- ・選定審査会 12月
- ・審査結果通知 12月
（大臣賞・局長賞は受賞候補地区、全土連会長賞は受賞決定地区として通知）
- ・大臣賞・局長賞の交付申請 12月
- ・大臣賞・局長賞の交付決定通知 3月

2. 提出資料

（1）農業振興部門

- ①農業振興部門地区調書：1部
- ②その他説明用資料：1部

（2）中山間地域等振興部門

- ①中山間地域等振興部門地区調書：1部
- ②その他説明用資料：1部

なお、各部門ともそれぞれのデータをCDで提出する。

3. 選定審査会等

選定審査会は、学識経験者により構成し、21世紀土地改良区創造運動表彰の中央選考委員会と合同で実施する。なお、選定審査会に先立ち、21世紀土地改良区創造運動表彰と合同で事前選考を実施する。

4. 表彰

表彰は、平成31年3月下旬に予定されている全国土地改良功労者表彰式と併せて実施する。